

第3節 貯蔵所に係る技術上の基準

第1 屋内貯蔵所

1 貯蔵所の定義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

2 貯蔵所の区分等

屋内貯蔵所

ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取り扱うものとする。

(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

イ 危険物製造所等において製造された危険物(塗料類)を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28 消防危第52号質疑)

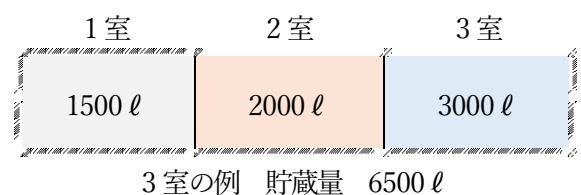
3 指定数量の求め方については次によること。(★)

(1) 1室のみの屋内貯蔵所は、当該貯蔵所に貯蔵する量とする。

2以上の室がある屋内貯蔵所は、各室ごとの貯蔵量を算出し、その合計量を貯蔵量とする。

例示：

室数	1室量	2室量	3室量	貯蔵量
1室	1500ℓ			1500ℓ
2室	1500ℓ	2000ℓ		3500ℓ
3室	1500ℓ	2000ℓ	3000ℓ	6500ℓ



(2) 営業用倉庫等貯蔵品目が常時変更される場合は、予想最大貯蔵量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

参考 営業用倉庫：倉庫業の営業を行うために、国土交通大臣の登録を受けた倉庫

自家用倉庫：倉庫の使用者が自らの貨物を保管するための倉庫

(屋内貯蔵所の基準)

危政令第10条第1項

1 タンクコンテナの屋内貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合については、別記19「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準」によること。

(保安距離)

危政令第10条第1項第1号

1 保安距離

「保安距離」については、別記5「保安距離」によること。

(保有空地)

危政令第10条第1項第2号

1 保有空地

「保有空地」については、別記7「保有空地」によること。

2 空地幅を減ずる場合

危政令第10条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあつては、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。

(標識・掲示板)

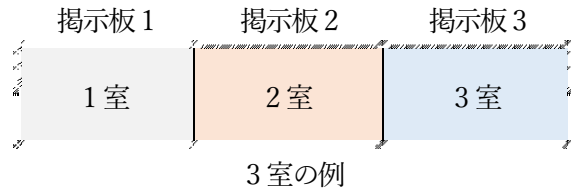
危政令第10条第1項第3号

1 標識、掲示板

「標識、掲示板」については、別記9「標識、掲示板」によること。

2 2室以上の貯蔵倉庫

2室以上を有する貯蔵倉庫にあつては、各出入口付近に、貯蔵されている危険物の類別等を記入した掲示板を設けるよう指導すること。(★)



(階数制限)

危政令第10条第1項第3号の2

(建築物の制限)

危政令第10条第1項第4号

1 軒高

危政令第10条第1項第4号に規定する「軒高」とは、屋内貯蔵所の周囲の地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷き桁又は柱の上端までの高さとする。 (★)

2 プラットホーム

- (1) プラットホーム上に保有空地が確保されている場合は、プラットホーム上からとること。
- (2) プラットホーム上に保有空地が確保されていない場合は、地盤面上からとること。
- (3) 周囲3面はプラットホーム上に空地が確保されているが、他の1面(裏側)が空地のない場合は、プラットホーム上からとること。
- (4) リフト等の衝撃防止のためプラットホーム先端に木材又は樹脂製の緩衝材を設けることができる。

3 床を地盤面以上に設ける

危政令第10条第1項第4号に規定する「床を地盤面以上に設ける」とは、地盤面より10cm以上の高さとするをいう。(★)

4 建築構造の兼用

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすることから、保有空地を確保しなくてもよい貯蔵倉庫であっても、壁、柱、床及び屋根は他の用途に用いる建築物のそれらと兼用することはできないものであること。(★)

5 平家建

危政令第10条第1項第4号に規定する「平家建」とは、地階禁止、独立平家のことで、壁体を他の建築物又は塀等と共用することはできない。

(床面積)

危政令第10条第1項第5号

(建築物)

危政令第10条第1項第6号～9号

1 出入口の大きさ

防火設備を設ける限り、無制限に出入口の大きさを認めても差し支えない。(S45.4.21 消防予第72号質疑)

2 不燃材料及び耐火構造

「不燃材料及び耐火構造」については、別記6「不燃材料及び耐火構造」によること。

3 延焼のおそれのある外壁

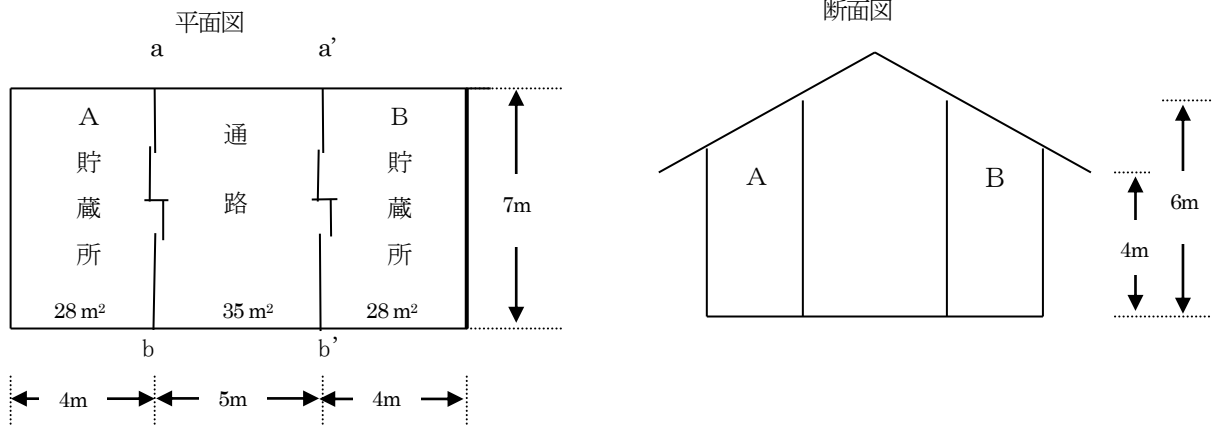
「延焼のおそれのある外壁」については、別記10「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。

4 通路、荷役又は作業用設備等

貯蔵所内の通路、荷役又は作業用設備等については、次による。

(1) 通路を有する屋内貯蔵所について (S57.5.11 消防危第 57 号質疑)

下図のような形態の屋内貯蔵所の設置については、a～a'及びb～b'間について、危政令第10条第1項第6号及び第8号の規定に危政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えない。また、屋内貯蔵所(通路)に貨物自動車を入れて危険物の積みおろしをする行為は認められる。なお、積みおろし作業中には自動車の原動機を停止させておくこと。



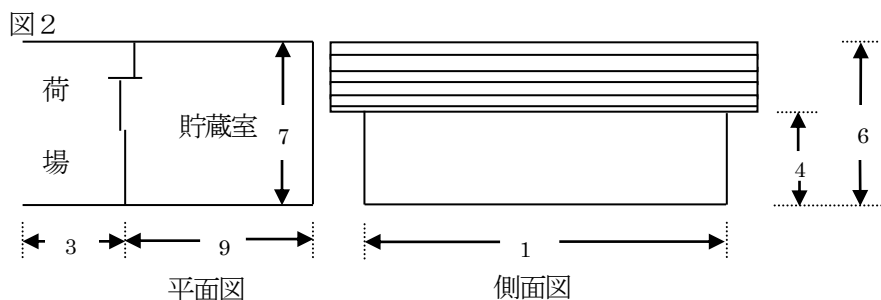
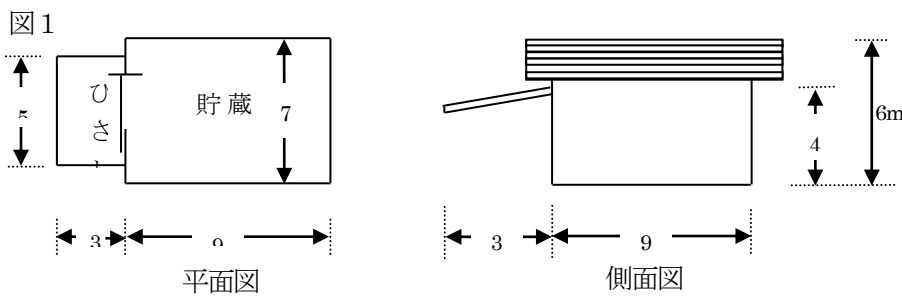
ア 通路 床はコンクリート造で危険物の積みおろし専用として使用し、危険物の貯蔵や他の目的に使用することはない。

イ その他 a～a' 間と b～b' 間の壁体は設けない。

(2) 貨物自動車による危険物の積みおろし用に図1並びに図2の屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けてもよい。この場合における建築面積は、建築物の水平投影面積とし、ひさしは、建基令第2条第1項第3号に規定する床面積により算定すること。(S57.5.11 消防危第 57 号質疑)

ア 構造 図1、図2とも壁：鉄筋コンクリートブロック、はり：軽量鉄骨、屋根及びひさし：石綿スレート、出入口：防火設備

イ 図2の荷役場所の前面は開放



(3) 作業用台車設備の設置について (S57.5.11 消防危第57号質疑)

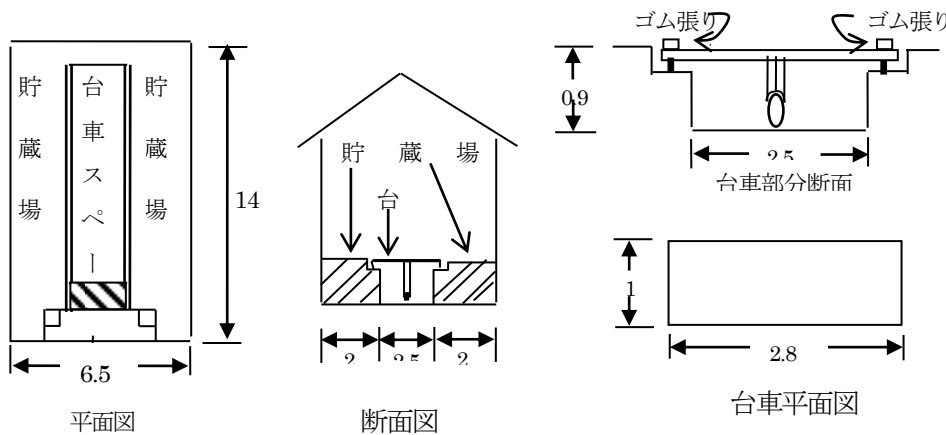
屋内貯蔵所の貯蔵に伴う作業用として、下記ア、イ、ウのような台車設備を設けることはさしつかえないが、床に段差を設ける方式は適当でない。

ア 中央に台車を設置し、この台車に危険物を積載して移動しながら貯蔵場所に運搬する設備である。

イ 台車は不燃材で造り、車輪はゴム製で火花等の発生する危険性はない。

ウ 台車は取り外しが可能である。

エ 貯蔵所の構造 壁：鉄筋コンクリートブロック、はり：軽量鉄骨、屋根：石綿スレート、
出入口：防火設備



5 床面積の制限

床面積の算定方法については、建基令第2条第3号の規定の例（床面積：建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。）によること。

6 貯蔵倉庫に隔壁

貯蔵倉庫に隔壁を設ける場合は次のとおりとする。

- (1) 隔壁は、開口部を有しない耐火構造とするとともに、屋根まで完全に区画すること。
- (2) 同類の危険物のみの貯蔵倉庫に設ける隔壁については、不燃材料として差し支えない。
- (3) 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、鉄筋コンクリート造とするよう指導する。



(浸水防止)	危政令第10条第1項第10号
(床、傾斜、貯留設備)	危政令第10条第1項第11号

1 貯蔵倉庫の床高さ

禁水性物質又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床の高さは、降雨時における滞水等により浸水するおそれのない高さ（想定浸水深さは、川越市、川島町等のハザードマップ等を参考）とすること。（★）

2 貯蔵倉庫の床の高さ

危政令第10条第1項第10号に規定する「禁水性物品」の貯蔵倉庫の床面は、設置場所の浸水状況を勘案して地上高を決定すること。この場合の地上高は15センチメートル以下としないよう指導する。

ただし、これと同等以上の効果があると認められる措置を講じた場合は、この限りでない。

同等以上の効果があると認められる措置は、次のような措置をいう。

- (1) 土嚢、止水板の活用

- (2) 危険物を屋根に近い架台上に貯蔵する
- (3) 排水ポンプの活用
- (4) 出入口及び給気口等の開口部を高い位置とする

3 危険物流出防止構造

貯蔵倉庫は、出入口の直下の室内に側溝又は内部への勾配を設ける等により、危険物が外部へ流出しない構造とすること。(★)

4 床傾斜、貯留設備

「床の傾斜及び貯留設備」等については、製造所の例によること。

5 排水溝の上ふた

フォークリフト等の出入りのために排水溝の上にふたを設ける場合は、グレーチング等当該排水溝の効用を損なわないよう設けること。

6 床の配筋深さ

おおむね3m以上の高さの架台を貯蔵倉庫に床アンカーにて設置する場合の床の配筋は、床面から50mm以上深く配置すること。(★) (い)

(架台)

危政令第10条第1項第11号の2

(屋内貯蔵所の架台の基準)

危省令第16条の2の2

1 落下防止措置

危省令第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震等による容器の落下を防止するための措置で、当該架台に不燃材料の柵等を設けることをいう。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

2 架台

屋内貯蔵所の架台の構造及び設備の基準にあつては危省令第16条の2の2に規定されているが、屋内貯蔵所に危険物を貯蔵する場合には、次に掲げる項目によるものとする。(H8.10.15 消防危第125号通知)

(1) 架台の構造について

ア 新たに設置する架台

地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。この場合、設計水平震度(K_h)は静的震度法により、(K_h)= $0.15 \cdot v_1 \cdot v_2$ (v_1 :地域別補正係数、 v_2 :地盤別補正係数)とする。また、設計鉛直震度は設計水平震度の1/2とする。

ただし、高さが6m以上の架台にあつては応答を考慮し、修正震度法〈別添1〉による。

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建基法によることができる。

イ 指定数量の50倍以上の危険物を貯蔵する既設の屋内貯蔵所で現に設置されている架台

架台の更新・補修等の機会をとらえ、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造(上記アと同じ。)となるよう改修すること。

(2) 貯蔵位置について

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配慮すること。

(3) 容器の落下防止措置について

ア 容器の落下試験高さ(危険物告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた落下高さをいう。)を超える高さの架台に貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束するか、柵付きパレット(かご状)で貯蔵する等により一体化を図る(パレットを用いる場合にあつては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。)こと。あるいは、開口部に、容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付けること。

参考：容器の落下試験高さと落下防止措置

危険等級	落下試験高さ	落下試験高さを超える高さの 落下防止措置	パレットラックの場合
I	1.8m	容器	パレット →落下防止具、移動防止具等の取付
II	1.2m	→荷崩れ防止バンドで結束 →柵付きパレット（かご状）で貯蔵	ラック開口部 →容器の落下防止に有効な柵、綱等の取付
III	0.8m		

イ 床面に直接積み重ねて貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束する等により一体化を図ること。

〈別添1〉屋内貯蔵所の架台の修正震度法による計算（6m以上の架台）

1 架台の各段の設計水平震度

架台の各段の設計水平震度（ $K_{h(i)}$ ）は、次の式により求めた値とする。

$$K_{h(i)} = 0.15v_1 \cdot v_2 \cdot v_{3(i)}$$

v_1 : 地域別補正係数 (1.00)

v_2 : 地盤別補正係数 (2.00)

$v_{3(i)}$: 高さ方向の震度分布係数

$$v_{3(i)} = \frac{1}{W_i} \left\{ \left(\sum_{j=1}^n W_j \right) \times A_i - \left(\sum_{j=i+1}^n W_j \right) \times A_{i+1} \right\}$$

ただし、 $i=n$ の場合、中括弧内は第1項のみとする。

W_i : i 段の固定荷重と積載荷重の和

A_i : 各段の設計水平震度の分布係数

n : 架台の段数

$$A_i = 1 + \left(\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right) \cdot \frac{2T}{(1+3T)}$$

α_i : 架台の A_i を算出しようとする第 i 段の固定荷重と積載荷重の和を当該架台の全固定荷重と全積載荷重の和で除した数値

T : 架台の設計用一次固有周期で、次の式により求めた値 (秒)

$$T = 0.03h$$

h : 架台の全高さ (m)

架台の固有値解析を行った場合は、その値を用いることができる。

2 架台の各段に作用する地震力

架台の各段に作用する地震力 (P) は、次の式により求めた値とする。

$$P_i = W_i \times K_{h(i)}$$

3 架台の各段に作用する転倒モーメント

架台の各段に作用する転倒モーメント (M_i) は、次の式により求めた値とする。

$$M_i = \sum_{j=i+1}^n \{ P_j \times (H_j - H_i) \}$$

H_i : 第 i 段の高さ

架台地盤面に作用する転倒モーメント (M_0)

$$M_o = \sum_{j=1}^n [P_j \times H_j]$$

(4) 上記及び〈別添1〉の項目中、 v_1 ：地域別補正係数及び v_2 ：地盤別補正係数については、危険物告示第4条の20を準用する。

参考：

	川越市	川島町
地域別補正係数	1.00	1.00
地盤別補正係数	2.00	2.00

3 移動式貯蔵棚

移動可能な貯蔵棚を有する架台については、1及び2の定めによるほか、貯蔵棚が上下で架台のガイドレールに支持される等強固な構造のものとするとともに、容器を出し入れするために当該貯蔵棚を移動するときを除き、当該架台等に強固に固定できる構造とすること。

(照明・換気)

危政令第10条第1項第12号

1 採光、照明

「採光、照明」については、製造所の例によること。

2 蒸気放出設備

蒸気放出設備としては、ブローア等により蒸気を強制的に放出する設備のほかに、自然換気によるものがある。このいずれのものを用いるかは状況によるが、蒸気の滞留が著しい場合は、強制的換気が必要である。通気筒にブローアを設けるのも強制的換気の一方法であるが、この場合においては、通気筒の下部は床面に接近させる必要がある。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

3 換気設備、排出設備

「換気設備及び排出設備」については、別記11「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。

(電気設備)

危政令第10条第1項第13

(避雷設備)

危政令第10条第1項第14

(避雷設備)

危省令第13条の2の2

1 電気設備

「電気設備」については、別記13「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」によること。

2 避雷設備

「避雷設備」については、製造所の例によること。

(通風・冷房設備)

危政令第10条第1項第15号

1 貯蔵倉庫の冷房

貯蔵倉庫に室を設けて冷房する場合の室は、不燃材料で造るとともに、地震等に対して十分な強度を有すること。(★)

2 セルロイド等の貯蔵倉庫

セルロイド等の貯蔵倉庫の措置(第1項第15号、第3項)セルロイドを貯蔵する貯蔵倉庫において、「当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造…又は…設備」とは、貯蔵庫内の温度をおおむね30℃以下に保つことができる構造又は設備をいうものであること。(★)

3 セルロイド類の発火点に達しない温度に保つ構造

危政令第10条第1項第15号に規定する「セルロイド類の発火点に達しない温度に保つ構造」とは、屋根を

遮熱材料でふき、かつ、壁体を耐火構造とし、不燃材料又は難燃材料で造った天井を設け、小屋裏及び室内換気設備を設けた構造をいうものであること。

(平家建以外の独立専用建築物)

危政令第10条第2項

1 1階以外の階の貯留設備

上階における液体危険物の貯留設備を当該階に設けることが困難な場合は、1階に設けられた貯留設備に導入できる構造とすること。(★)

2 換気設備

換気設備は、各階ごとに設置すること。ただし、1階と上階のすべての換気に対して有効な能力を有する設備については、共用することができる。(★)

3 階高

「階高」とは、各階の床面から上階の床面までの高さをいう。

最上階は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいう。(★)

(他用途を有する建築物に設置するもの)

危政令第10条第3項

1 屋内貯蔵所の複数設置

危政令第10条第3項の技術上の基準に適合した屋内貯蔵所を同一の階において隣接しないで設置する場合は、二以上設置することができる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

2 他部分の用途

屋内貯蔵所の用に供する部分以外の用途については、問わないものとする。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

(建築物制限)

危政令第10条第3項第1号～第4号

1 部分的耐火構造

建築物は壁、柱、床及びはりが耐火構造であるものに限られることから、部分的に耐火構造となっていない建築物への設置は認められないこと。例えば、1階が耐火構造で、2階が準耐火構造である建築物であり、1階と2階とは開口部のない耐火構造の床で区画されている場合であっても、当該建築物の1階に屋内貯蔵所を設置することはできないこと。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

2 隔壁

危政令第10条第3項第4号に規定する「70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、建基令第107条第1号及び第2号の規定によること。(★)

また、高温高圧蒸気で養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ7.5cm以上は、同等以上の強度を有する構造の壁に該当する。(H2.10.31 消防危第105号質疑)

3 隔壁の貫通(換気、排出設備)

建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁(以下「隔壁」という。)には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、著しく消火困難な製造所等として第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。(H2 危28)

4 隔壁の貫通(電線管等)

隔壁には、電線管等を貫通させないこと。ただし、当該施設において必要な電線管等で、「隔壁等を貫通する配管等の基準」(別記4の2)に適合するものにあつては、この限りでない。(著しく消火困難な製造所等に該当するか否かで、貫通の基準が異なるので留意すること。)

5 避雷設備

避雷設備を設置する場合は、当該屋内貯蔵所を包含するように設置すること。

(建築物の出入口)

危政令第10条第3項第5号～第7号

1 建築物の出入口

政令第10条第3項第5号に規定する「建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口」は、屋外に面していなくてもよい。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

2 無窓

「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。(H1 危14、特34)

(特定屋内貯蔵所)

危政令第10条第4項

(高層以外の特定屋内貯蔵所の特例)

危省令第16条の2の3第2項

(高層の特定屋内貯蔵所の特例)

危省令第16条の2の3第3項

1 無窓

「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。(H1 危14、特34)

2 屋根上の設備等

屋根の上には、看板、ソーラーパネル等の設備を設けても差し支えないものであること。

「ソーラーパネル」については、別記40「太陽光発電設備に係る防火安全対策基準」によること。

(基準を超える特例)

危政令第10条第6項

(指定過酸化化物)

危省令第16条の3

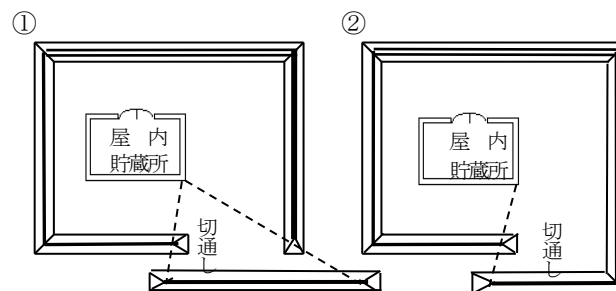
(指定過酸化化物の屋内貯蔵所の特例)

危省令第16条の4

1 塀、土盛り

危省令第16条の4第4項に規定する「塀又は土盛り」は、次によること。(★)

(1) 塀又は土盛りに切通し出入口を設ける場合は、次に示す図の例によること。



土盛りに設ける切通しの出入口(①又は②)

(2) 貯蔵倉庫を二以上隣接して設けることにより、相互間に設ける塀又は土盛りを相互に共用する場合は、当該塀又は土盛りには通路その他出入口を設けないものとする。

(基準を超える特例)	危政令第10条第6項
(屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物)	危省令第16条の5
(アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例)	危省令第16条の6
(ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例)	危省令第16条の7

1 アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所

危省令第16条の6第2項に規定する「アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の漏えい局限化設備及び受入槽の構造基準」については製造所の例による。(★)

2 温度上昇危険反応防止措置

危省令第16条の7に規定する「ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」としての温度制御装置については、製造所の例によるほか次による。(H14.3.27 消防危第46号質疑)

- (1) 温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置として差し支えない。
- (2) 温度制御装置により制御する温度の目標として、貯蔵し、又は取り扱われるヒドロキシルアミン等の熱分析試験より求められる発熱開始温度を参考とすることで差し支えない。

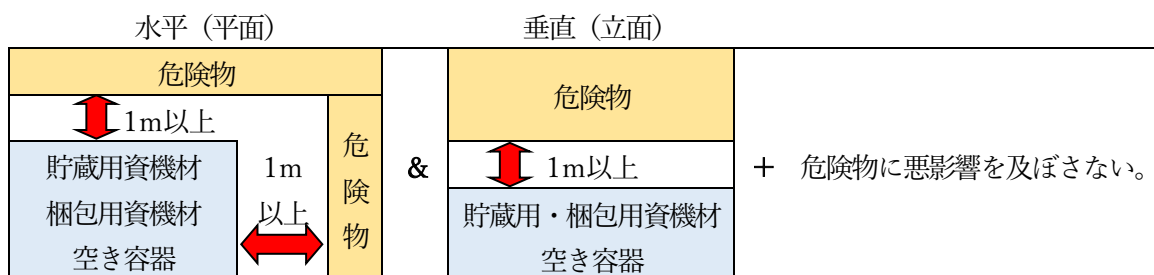
(危険物以外の物品の貯蔵)	危省令第38条の4第1項
---------------	--------------

1 危険物以外の物品の貯蔵

危省令第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。

(平成10年3月16日消防危第26号)

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互(水平、垂直)に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。



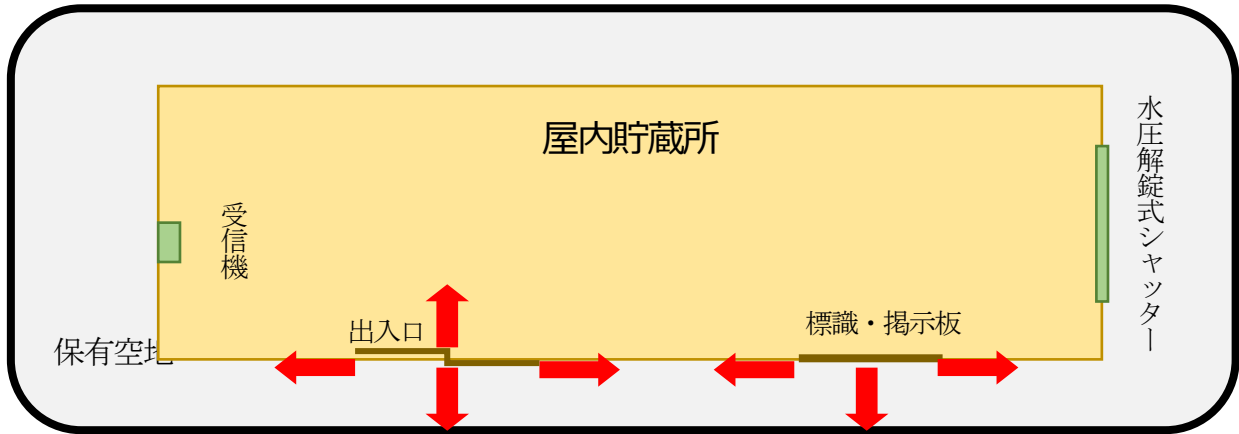
(1)

(2) 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。

なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所では、防爆構造以外のフォークリフトは使用できない。

「消火活動上支障のない専用の場所」とは、次のすべての場所以外の場所をいう。(★)

- ア 保有空地 (屋外)
 - イ 出入口から概ね1m (屋外、屋内)
 - ウ 標識、掲示板から概ね1m (屋外)
 - エ 消防用設備の操作場所 (屋外、屋内)
- (例 自動火災報知設備の受信機、送水口、水圧解錠式シャッター)



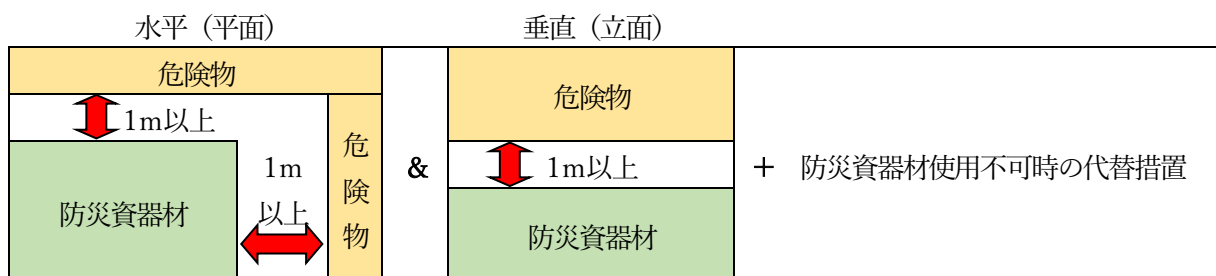
(3) 電気式防爆構造のフォークリフトの充電は、原則、製造所等以外の場所で行うこと。

ただし、電気式防爆構造のフォークリフトに限り、前(2)消火活動上支障のない専用の場所において、火災予防上必要な措置を講じた場合は、フォークリフトに充電することができる。

「火災予防上必要な措置」とは、次のすべてをいう。(★)

- ア 可燃性蒸気の排出設備の先端から1mの範囲内に充電機器(電気配線含む。)がないこと。
- ただし、充電機器が防爆構造である場合はこの限りでない。
- イ フォークリフトによる事故を防止するため、車輪止めを設けること。
- ウ 駐停車する位置は、地盤面等にラインを引くなど駐停車位置を明確にすること。
- エ 製造所等の業務に関係するフォークリフト以外のものであること。
- オ 充電場所専用の第4種又は第5種の消火設備を設置すること。

(4) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。



(4)

(その他)

1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」(H23.12.27 消防危第 303 号) によること。

2 カーバイド (炭化カルシウム) の屋内貯蔵所

カーバイド (炭化カルシウム) の屋内貯蔵所については、衝撃火花を防止するため床上に木材等を置くことができる。